

保証規定

1. 無償修理について

- (1) 取扱説明書、本体貼付ラベルなどの注意書に従った使用状態で、保証期間内において、製品に不具合が発生した場合、または採用品につきましては、取交しを致しました「製品納入仕様書」記載の機能、性能を満たさなかった場合には、無償修理をさせていただきます。
- (2) 保証期間を過ぎた後は、下記「2補修用性能部品について」の条件に基づき、有償修理を承ります。
- (3) 無償修理の保証対象は、弊社機器製品本体、及び機器制御用 AP となります。開発者支援キット付属アプリケーション、タグは保証対象外となります。なお、製品に記録されているデータ(設定)の復元は修理対象とはなりません。
- (4) 機器製品の無償修理をご依頼になる場合には、サポート宛にご連絡いただき、状況により、対象製品を弊社へご持参またはご送付ください。
- (5) 修理品のご持参、お持ち帰り等に要する費用、送料等はお客様のご負担となります。
- (6) 修理品を弊社宛送付される場合は適切に梱包し、受渡しの確認できる手段(簡易書留や宅配など)をご利用ください。
- (7) 保証期間内でも次の場合は有償修理となります。
 - イ) 使用上の誤り、他の機器から受けた障害または不当な修理や改造による故障および損傷
 - ロ) お客様より組み込まれたソフトウェア、ファームウェア、メモリデータによる故障・損傷
 - ハ) お買上げ後の輸送、移設、落下などによる故障および損傷
 - ニ) 火災、地震、風水害、落雷、その他天災地変、公害、塩害、異常電圧等による故障および損傷
 - ホ) 消耗品および付属品の交換
 - ヘ) 法改正への対応(改正内容により対応できない場合もございます)
- (8) 製品修理の際、製品に記録されているデータが消去されることがございますのであらかじめご了承下さい。
- (9) 修理内容などの記録は当社所定の「解析・修理・検証結果 報告書」にてご報告致します。
- (10) 製品に対する無償修理は日本国内においてのみ有効です。 This warranty is valid only in Japan.
- (11) 本規定はお客様の法律上の権利を制限するものではありません。

2. 補修用性能部品について

- (1) 標準品に使用されている部品、および、特注製品中に使用されている標準製品部分の補修用性能部品(機能を維持するために必要な部品)の保有期間は、製造打ち切り後6年間であり、当該保有期間を、修理可能期間と致します。
- (2) 補修用性能部品の保有期間であっても、使用部品製造状況・入手状況・消化状況、法改正により、対応出来なくなる場合も御座います。
- (3) 補修用性能部品の保有期間を経過した後も、継続してご使用いただくための努力をさせていただきます、修理不可能な場合には、代替可能な機種のご紹介などを実施させていただきます。
- (4) 特注製造部分に関する補修用部品の保有は御座いません。修理可能な内容につきましては、状況を確認させていただき、修理・交換の可否、及び、見積を提示させていただきます。

■製品仕様について

機能・性能改善のため、予告なく仕様を変更する場合がございます。

■製品納入仕様書のご案内

弊社提供機器を組込やシステム利用において、継続的にご利用いただく場合は、お客様と「製品納入仕様書」の取交しさせていただきます。

「製品納入仕様書」では、製品の仕様や実装ファームウェアのバージョン等を規定させていただき、また、お客様指定の検査項目などへも対応致します。

「製品納入仕様書」の取交しをご要望のお客様は、弊社の営業担当へ御相談下さい。